

原 告 団

ニュース 110号

目 次

裁判報告	1
何が何でも進めたい官製再処理事業	4
六ヶ所再処理工場の原子力防災計画の問題点	5
さようなら原発・核燃「3.11」青森集会を主催して	6
「4・9反核燃の日全国集会」に参加して	7
福島原発事故の県内への影響(その17)	8
六ヶ所核燃などを巡る動き	9
お知らせなど	10

次回裁判 2016年 6月3日 (金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表（弁護士） 浅 石 紘 翁

1. 高浜原発差し止めに想う

(1) 画期的な差し止め仮処分

本年3月9日に高浜原発3,4号機の運転を隣県（滋賀県）の大津地方裁判所が運転禁止の仮処分を出したことはご承知のとおりです。

最 近 の 原 発 裁 判

対 象	地 裁	判 決	控訴・抗告
大飯原発 3,4号機	福井	2014.5 差止	名古屋高裁 金沢支部
高浜原発 3,4号機	福井	2015.4 仮処分差止	大阪高等 裁判所
		2015.12 異議審で取消	
	大津	2014.11 仮処分却下	保全の必要性 なし（適合性 審査の前）
		2016.3 仮処分差止	大阪高等 裁判所
		2016.3 異議申立	
川内原発 1,2号機	鹿児島	2015.4 仮処分却下	2016.4.6 福岡高裁宮崎支部 抗告棄却

仮処分で原発が停止したのは昨年4月の福井地方裁判所に次いで2件目です。規制委員会の適合性審査合格、政府の再稼働決定直後に、変圧器のトラブルで緊急停止し、再起動したものの、今度は裁判所の手であえなく運転中止に追い込まれるに至ったものです。大飯は異議が出されて一旦取消されましたが、高浜は同じ裁判官が異議審を担当するので結論に変りはないと思います。大飯は名古屋高裁金沢支部で、高浜は大阪高等裁判所で審理されます。

(2) 新しい司法の流れ

日本の裁判官が保守的であること、とりわけ国策に絡む裁判では“行政追隨”的な判決が常態でした。核燃裁判でもウラン濃縮、低レベルの裁判で示された判断はまさにその流れに沿つたものでした。

しかし、福島原発事故以降、司法の責任も厳しく問われるようになり、良心に目覚めた裁判官が住民の権利擁護の観点から原発の運転の是非を考え始めたと言えるでしょう。大飯、高浜の差し止め決定を出した裁判官（3人の合議体）は決して少数派ではなく、普通の裁判官と評されている人たちです。原子力裁判は、高度の専門技術的能力なしには判断できないというのが従来の最高裁判決であり、国や事業者側も御用

学者を総動員して安全神話を作り上げてきました。しかし、裁判官は、その嘘を見抜き、現実の原発事故を検討し、住民目線で原発の安全性評価（万が一にも事故を起こさない安全対策がなされているかどうか）をするようになりました。上級審ではこの壁を突破するのは容易ではありませんが、もんじゅの高裁判決の例もあります。世論は裁判に大きな影響をもたらします。脱原子力の世論を風化させることなく、もうひと頑張りしようではありませんか。

（3）脱原発は世界の趨勢

世界の風力発電の能力が2015年末に4億3242万キロワットに達し、初めて原子力発電（3億8255万キロワット）を上回ったと発表されました（世界原子力協会）。10年前、世界全体で原発50基分（5000万キロワット）だったのが、2014年1年間だけで原発64基分（6301万キロワット）の風力発電がおこなわれたのです。1位は中国（1億4510万キロワット）、日本は風況環境に恵まれているにもかかわらず、わずか304万キロワットにとどまっています。

原発再稼働と騒ぐ前に、再生可能エネルギーの普及に予算を注ぎ込むべきです。

司法の原子力離れば黎明期にありますが、脱原発・再生可能エネルギーの時代は、着実に広がっているのが世界の趨勢です。

（4）原子力ムラの巻返し

軽妙な解説で評判の青森県出身力士、舞の海秀平氏が電事連の地元紙の一面広告に起用され核燃や原子力がスポンサーとなり安全性について語りました（2015.3.29付東奥日報）。本人自身の知識に基づく意見なのか甚だ疑問で、やらせの臭いがブンブンとするインタビューでした。

また、権力に対する反骨精神の持主と信じていた佐藤優氏が「原子燃料サイクルはエネルギー資源に乏しい日本では不可欠」とやはり地元紙の電事連広告（2016.3.2付東奥日報）でインタビューに答えていたのにはがっかりしました。3・11以降一時陰をひそめていたPA活動が活発になっています。総括原価主義の廃止前の駆け込み宣伝なのかと不快感を拭えません。

2. 再処理裁判

第95回の口頭弁論期日は、奇しくも5年目を迎えた3・11当日となりました。左陪席裁判官が交代し弁論が更新され、この日は2通の準備書面を陳述しました。

（1）原告準備書面（143）

『何が何でも進めたい官製再処理事業－拠出金制度と認可法人化の問題点2』

原告団の山田事務局長が陳述しました。

原発の電気は割安と宣伝されてきたが、事故補償を加味すると国の試算でも他の電源より安くならない。核燃（もんじゅ、六ヶ所再処理工場）関連コストも巨費が浪費されている。安全面でも経済面でも立ちゆかなくなっている原子力に更に電力の自由化が追い打ちをかけ経営を圧迫する。

この事態を開拓しようとする法案が今回の「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」である。原発再稼働→使用済燃料の処理・処分の必要性→再処理、この費用を確実に捻出し、加えて再処理から事業者が撤退できないように運営主体を準国営化する。まさに、“再処理ありき” “何が何でも日本原燃を救済して核燃政策を推進” しようとする法案である。

国民の意見を募集したパブコメも圧倒的に反対意見が多く、電力会社は賛成意見さえ出していない。拠出金を強制徴収される電力会社にとって、この法案は経営逼迫要因になることはあっても、電力自由化の影響を緩和する要因にはならない。結局は、電力会社の負担は国民に電気料金の値上げ、税金の無駄遣いという形で跳ね返ってくる。夏には成立すると言われている法案阻止に全力を傾注しよう。

（2）原告準備書面（144）

『六ヶ所再処理工場の原子力防災計画の問題点』

原告の笹田隆志さんが陳述しました（要約は別稿をご覧ください）。

原子力防災の最大の欠陥は、防災指針はあるものの規制の一元化をはかつて新設された原子力規制委員会が実際の防災計画の策定を地元自

治体任せにして、自らチェックしない無責任体制であること、再処理工場の防災範囲は、依然として半径5kmに過ぎず、事故対応は不十分であること（裁判後の3月29日の検討会で規制委員会は、防災範囲の見直しに着手した）、東通原発で行われた実際の避難訓練では、情報伝達、輸送手段、避難道路の渋滞、受入れ施設などの点で実効性を欠いているなどの問題点が指摘されました。

（3）文書送付嘱託申出書の提出

原子力規制庁は、下北半島の陸域及び海域の地下構造（実質的には核燃施設・東通原発沖合の海底大活断層＝大陸棚外縁断層）の調査（ボーリング、音波探査など）に関連する調査データ、調査報告書などの提出を求めました。

この調査は2014年5月に5億円の予算で着手し、完了しています。ところが、原子力規制委員会は、事業者の調査結果を「大筋了承」して、この断層の活動性を否定しようとしています。この断層が活断層と認められれば“核燃”的立地は根底から覆されます。それなのに、原子力規制委員会は自らの調査結果を反映させることなしにGOサインを出そうとしているのです。この矛盾と不合理性を今回の申立によって明らかにしようとしたものです。被告は、次回までに回答することになっています。

（4）原子力規制委員会の変貌

規制委員会が次第に馬脚を現してきました。福島原発事故の教訓にそって原発寿命を「原則40年」とし、よほどの安全性が担保されない限り延長（20年間）は認めないというのが、規制委員会の方針でした。

ところが、高浜1,2号機は本年7月までに、美浜3号機は11月までに運転延長の許可が出なければ、期間切れで廃炉となります。そこで規制委員会は最優先で審査を急ぎ、2月24日高浜2基につき事実上の合格を出しました。40年ルールを骨抜きにしたばかりか、更に驚くべきことに、3月23日になって、耐震性の確認という重要な工事につき、延長決定後の工事を許すとして先送りを認めました。骨抜きではなく規制基準無視です。推進と規制の分離を標榜

して発足した規制委員会ですが、この4年間委員の交代、規制庁の人事異動により、また元の木阿弥に戻った気配が濃厚です。

再処理裁判でも、その一面が露呈しました。前回裁判で原告団から、配管の固定金具の不具合工事につき、日本原燃に対する調査嘱託の申立てをしたところ、被告規制委員会は「必要ない」という理由で却下の意見書を提出してきました。詳細な反論を次回までに文書で行うことになっていますが、被告の言わんとするところは、埋込金具の不具合は技術的能力とは無関係。技術的能力の要件とは、人的、組織的な面が確保されていればよい、言い換えれば、技術者の頭数がそろっていれば良いというものです。頭数がそろっていれば今回のような不具合工事が行われても技術的能力があるというのは誰が考へても通らない道理です。

金具の不具合は配管の破損に直結し、汚染事故につながります。本来規制委員会の立場からすれば、原告団と同じ方向を向いて日本原燃の運転適格性を規制監視すべきです。ところが、規制委員会はまた昔の「原子力安全委員会」に先祖帰りしようとしているのです。

（5）被告（国）準備書面（39）

航空機落下対策にかかる新規制基準（9条3項）の解説を行ないました。墜落確率を決めるにあたり、航空規制（原子力施設上空はできる限り避けること…）、落下確率を 10^{-7} （1000万年に1回）としていること、落下時の標的面積を 100m^2 としていることを評価基準にしていると解説しています。

ところが、原告団が基準の欠陥として主張している最大の論点＝「故意」による落下を除外した点について何の説明もありません。日本は平和国家なので、米国で起きた9・11テロなどは想定する必要がないということなのでしょう。

3. 次回裁判

次回は6月3日（金）午後1時15分からです。そのころ青森は新緑真っ盛りです。裁判傍聴の後、十和田・八甲田を散策し、新幹線で函館までというプランはいかがでしょうか。

何が何でも進めたい官製再処理事業 －拠出金制度と認可法人化の問題点2

事務局長 山田 清彦

昨年12月4日に行われた前回裁判で、原告団が準備書面（142）『今なぜ日本原燃の救済なのか－拠出金制度と認可法人化の問題点について』を陳述したその日、総合資源エネルギー調査会の「新たな環境下における使用済燃料の再処理等について（案）」に対する意見募集（1月5日締め切り）が始まり、法制化を急いでいる状況が明らかになつたので、前回に続き（その2）を提出した。

先ずは、原子力発電コストの推移について、2011年3月11日以前と以降、最新を比較したが、福島原発事故後の補償を徹底すれば、原発コストが青天井になることが分かった。なお、カタログハウス社発行の「週刊通販生活」2012年7月31日号、こちら東京新聞原発取材班「あなたの原発に関する素朴な疑問にお答えします。」で、核燃料サイクル政策に全国の消費者のお金がこれまでどれだけ注ぎ込んできたかを解明しようとトライした結果、出た答えは10兆円としていたのには驚いた。

次にパブリックコメントに寄せられた声を取り上げたが、意見提出件数は447件であり、意見募集の代表的意見として99件が紹介されている。その中で、賛意を示したのは2件しかなく、しかも、電力会社からの意見は皆無とのことであった。それなのに、2月5日には新しい認可法人の法案が閣議決定され、既に2月10日に国会に上程され、6月までには採決されるという段取りだ。いつものことながら、パブリックコメントは結論ありきの手法で、国民をばかにしている。

法案の問題点として、色々とあるのだが、何かのトラブルとが起こったときに最後は経済産業相が責任を取るという取り決めがある。これこそが官製再処理への転換の狙いなのではないかと危ぶまれる。当初は、電力小売り完全自由化で、電力会社が日本原燃（株）を支えきれなくなったら困

るという理由だったはずだ。それゆえに、これまでの積立金制度から、拠出金制度に替えるというのだった。新しい認可法人は、再処理工場等や資金繰りに関わるが、再処理工場を運転する日本原燃に対して委託するという程度の話であった。

だが、拠出金の支払い先は、再処理工場経費、MOX燃料経費、TRU（超ウラン元素）廃棄物等の経費までと幅広く、しかも認可法人に係る人選についても、経産大臣の了承が必要である。まさに、民間再処理工場から、官製再処理工場への大転換である。（※ちなみに、政府は4月1日の閣議で“憲法9条は一切の核兵器の保有および使用を禁止しているわけではない”とする答弁書を決定したそうだが？）。

なお、原告団作成の100円パンフレット第3版にも明記したが、いま日本原燃が青森県内第一位の企業とされているのは、再処理前受金が入ってきたからである。この積立金制度を廃して、拠出金制度に改めるのは、原発の運転時にお金を集めるとするのである。だが、原発の運転比率を20%台に抑えるとしているので、順調に金が集まるかは微妙である。その上で心配なのは、再処理工場が大掛かりな修理を必要とした際、資金枯渇が起き得るということだし、大事故の補償は結果的に税金にかかるしかなく、そのための官製再処理工場への大転換ではないだろうか？

被告は、新規制基準に基づく適合性審査の当事者として、見抜いているはずである。読解力も想像力も劣り、求める資料を出してこない企業が再処理工場の運転を強行すれば、早晚重大事故を起こすことを。その場合、いかに多くの国民の命が犠牲になるか、そして経済的負担に苦しむかも十分に予測しているはずである。その洞察力があれば、再処理事業継続で苦しむ人を出さないために、再処理審査の即時終了を宣言すべきである。それによって、官・民を問わず、危険で経済性に欠け国民に無用の負担を課す再処理事業の終焉を迎えることが可能となる。その選択を被告に強く求めたい。【上記パンフレットを3月11日付で発行しました。ご希望の方は事務局にお申込み下さい。（送料は各自負担でお願いします）】

六ヶ所再処理工場の原子力防災計画の問題点

青森市在住 原告 笹田 隆志

はじめに、日本の原発再稼働の現状と原子力防災の問題点として、福島第一原発事故の教訓が生かされないまま原子力規制委員会が定めた原子力規制に関する新基準で原子力防災対策が規制対象にならず、再処理工場については原子力災害対策指針の改正すらなされていない点を指摘した。

ついで、規制委が定めた原子力災害対策指針が、その目的として「国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとする」ことにあり、その目的を達成するために「住民の立場に立った防災計画を策定」し、「最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行う」としているものの、そうなっていない事実を強調した。

その証拠として、原子力防災対策の実効性の確保がなされていないことを、避難基準と広域避難の面からその根拠があいまいで、かつ対応が不明確であり、結局のところ防護措置が不十分であることを立証した。加えて、緊急時モニタリング整備についても、川内原発の再稼働に当たり、モニタリングポストが作動しないなどのトラブルの実例を挙げて指摘した。さらに、自力避難困難者の避難対応や安定ヨウ素剤の服用問題、実践的な防災訓練実施などの面で、川内原発や伊方原発の防災対策を例にその実効性がいかに乏しいものであるかを論証した。

六ヶ所再処理工場については、3000トンの使用済燃料プールが満杯状態で、しかもガラス固化試験を除いて、福島原発事故前の2008年2月までに終了したアクティブ試験によって、400トン以上の使用済燃料の再処理が行われ、プルトニウムとウランが回収され、200m³以上の高レベル放射性

廃液が保管されている現況にあるなかで、2014年1月に規制委に対して本格稼働の適合性審査の申請を行ったものの、活断層評価などの問題で規制委の審査が難航しているため、完工時期を相次いで延長（2018年4月以降）している事実も含め、再処理工場の原子力防災指針の改定（重点区域とEAL・OILの明確化）とともに、住民避難計画を含む原子力防災計画の実効性についても新規制基準へ加えるべきだと指摘した。

六ヶ所再処理工場から10kmの距離にある東通原発のUPZ（緊急時防護措置準備区域）には、六ヶ所村全域が含まれることから、東通村の防災計画について再処理工場との複合事故の関連でも検討を行い、双方の防災対策（六ヶ所村民の避難計画も含む）の不備についても指摘した。

東通原発のUPZ圏外で唯一策定している青森市の原子力防災計画について検討し、東通原発は勿論のこと、六ヶ所再処理工場の重大事故を想定した防護対策の必要性から、県内の全自治体での原子力防災計画の策定を求めた。

次に、六ヶ所村内の避難基準について、東通原発のUPZの避難計画について言及し、緊急事態区分とEAL（緊急事態判断基準）、さらには避難措置の発動とOIL（運用上の介入基準）について、再処理工場の重大事故との複合事故の場合も想定して、明確化するように求めた。とりわけ、再処理工場の重大事故を想定しての避難基準がいまだに不備なことが最大の問題であることを指摘した。

最後に、日本原燃が講ずべき防災業務計画の実効性の確保とあわせ、再処理工場の異常事態に関する情報を迅速かつ頻繁に伝えることなどの事前対策の実効性を原子力規制委員会が規制の対象とすべきであると強く訴えた。また、規制委が早急に再処理工場の緊急事態区分及びEAL、原子力災害対策重点区域の範囲並びにオフサイトセンターのあり方について検討結果を指針に加えるとともに、原発や再処理工場など原子力施設の稼働・再稼働の適合性審査の対象から住民避難計画を含む原子力防災計画の実効性についての検証が外された欠陥を取り除き、早急に法規制を見直すことを強く求めて陳述を終えた。

さようなら原発・核燃「3.11」 青森集会を主催して

弘前市在住 支援者 大竹 進

(なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク 共同代表)

福島の事故から5年目を迎えた2016年3月6日、青森市のリンクステーションホール青森で、『さようなら原発・核燃「3.11」青森集会』が開催された。事故1周年の2012年3月11日、青森市に1,760人が集まって「さようなら原発・核燃3.11青森県民集会」を開催し、その年の8月には「なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク」が結成され、以降毎年3月に集会が開催され今年で5回目となる。

今年は、制服向上委員会とゼロノミクマのオープニングイベントから始まった。「古典的な訴え」とは違い、若い人たちの言葉と歌とアクションはとても新鮮だと感じたが、自分が年を取ったと感じる瞬間でもあった。

今年の集会は、なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク・共同代表であり核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団代表の浅石紘爾弁護士が「崖っぷちの再処理－日本原燃の救済を許すなー」と題して基調報告を行った。

青森県が原子力政策に占める役割として、①原発の燃料供給、②使用済燃料の受け入れ、③「プルトニウムリサイクル」計画の一翼を担う、④電力供給地、⑤放射性廃棄物の保管場所、最終処分地を挙げて解説した。

続いて、本年2月5日に提出された「再処理等拠出金法案」について、狙い、背景について分析するとともに、再処理と日本原燃は技術的にも経済的にも破たんしていることを明らかにした。適合審査の問題点としては、使用済み燃料、高レベル廃液の冷却喪失事故、活断層、地震と津波、火山噴火と落雷、航空機墜落事故、国家石油備蓄基地の火災など、安全性の確保に大きな不安があることを指摘した。再処理をやめられない事情として、原発延命策、政策変更リスク、原子力ムラの思惑、原子力官僚の体質、潜在的核保有の政治的野望、青森県側の事情、日本人の国民性があるとした。

最後に運動目標として、①再稼働を中止し、これ以上使用済燃料を増やさない、②使用済燃料は



開会の挨拶をする大竹進氏

再処理せずに直接処分、③原子力に代る再生可能エネルギーの拡充、④実効性のある地域原子力防災計画の早期確立、⑤原子力施設廃止後の地域再生策の検討、を上げて締めくくった。

多くの資料に基づくわかりやすい基調講演だった。当日の録画はインターネットで視聴することができる、集会に参加した人も、参加できなかつた人ももう一度ご覧いただきたい。

<http://www.ustream.tv/recorded/84129235>

函館、大間、むつ、六ヶ所からの報告があり、8項目の集会アピールを採択した。①再生可能エネルギーに転換、②再処理工場の即時廃止、③プルサーマル計画は直ちに中止、④再稼働を止め廃炉のゴミは各電力会社の管内で管理する、⑤原発の新增設更新は止める、⑥使用済燃料は直接処分する、⑦再処理拠出金法案は撤回する、⑧青森県は4つ措置を講ずること。

その後、制服向上委員会のコールに合わせてデモ行進を行い県庁前で意思表示をして解散した。過去には寒い吹雪の中でのデモ行進もあったが、今年は穏やかな天候の中で終了することができた。

今年の集会参加者は約800人で年々減少している。若い人の参加を期待し、大学生、高校生への参加呼びかけを行ったが伸びず、今後の活動の課題となっている。私の地元からも高齢者を中心に20人ほど参加したが、5年前には参加できた高齢者が、今年は足が不自由となり参加できなかつた人が何人かいた。

昨年10月、青森高校1年生が「原発のこれから」をテーマに課題研究に取り組み、私の話を聞きに来た。本年2月には、その発表会があり、冷静に原発の問題点を指摘しているのを参観してきた。高校生が原発問題をテーマに選んでくれ大変うれしかったが、若者たちの今後の活躍に大いに期待したい。

「4・9反核燃の日全国集会」に参加して

神奈川県在住 支援者 三枝 豪

今回は3度目の参加ですが、今までとは異なる空気を感じた。一見、熱気のない空気なのだが、実は市民一人ひとりが為すべき対象に深く係わっている証しなのではないか。そこでは拳を振り上げて鼓舞する必要性がなくなっているのではないか。

<報告・スピーチからの感想>

- ①国策民営からく國策國営への日本原燃
- ②運営主体の国立大学法人としてのもんじゅ構想
- ③東海再処理施設の廃止と東海第二原発の30キロ圏内自治体の同意

上記3点が重要なテーマであることは当然であるが①②に関して、それでは何故に破綻→破産ではなく救済→延命になってしまうのか、その困難性と市民の側の視点はどこにあるのかを述べてみたい。

①プルトニウムと核武装

このテーマは戦後もなく始まり、ずっとすり続けてきた。1969年外務省・内部資料において「ポテンシャルな核技術の可能性を維持」が政府の真意であると受け取られてきた。

「核廃絶」「核軍縮」に向けての国連・ジュネーブ会議等の国際会議において、一向に前進しない堂々巡りの感が有るのはNPT体制の矛盾だけではなく、核武装が抑止力（バランス・オブ・パワー）を原理としてきたからであり、市民の側は、その限界が生じていることは十分に察知していた。又、市民のこの認識が、市民と国際会議との大きな距離を生んできた。しかし、ここ数年来、重要な変化の兆しがある。

「国家の安全保障」に対する「個人の安全保障」の標語は、抑止論の限界とどん詰まり状態を打破する、実に見事な標語になっている。それは、この個人の安全保障の標語によって、「核の非人道性」の概念を、抵抗なく前面に打ち出すことが出来たからである。「非人道性」の表記は「個人の安全保障」の標語が、その論拠として支えられたことになる。私は、これで国際政治の場面でカントの「恒久平和のために」も使用可能になったという思いに

なる。

広島でのG7外相会合は、原爆ドーム・原爆慰靈碑への献花まであり、被爆者との接見は実現されなかった。これが実現した場合、アメリカの謝罪を意味し、原爆使用の非人道性を認めることになります。被爆者の非戦の祈願としての“語り部”も日陰の語り部ではなく、表舞台での語り部として登場することになります。

もう一点、日増しに生々しさを感じさせているのが、核のテロからの脅威である。アメリカは核の一元的管理の実現可能性を模索しており、日本にどのような要求を提示するのか、2018年日米原子力協定改定の大きなテーマになるのではないか。

②文明としての価値

科学技術の進歩→経済成長→社会的繁栄→個人の幸福、日本は既に1970年代、高度成長を果し、マテリアルな文明消費社会を築いてきた。しかし構図通りではなく、大きな歪みが生じていた。1994年、フランスの哲学者・ボードリヤールは、来日した際の発言として「日本の国はこれ程までに繁栄しているのに、日本人は何と貧しいのか」と。年収1000万円のサラリーマンが通勤片道2時間、帰宅は深夜、休日は疲労のために何も出来ない。最終目的の個人の幸福に至らない。この構図を超える新しい文明は構築されていない。それどころか、この構図の呪縛から抜け出すことが出来ない。私達は科学技術の功罪をも体験してきた。

しかし、いまやそのレベルを超えて、制御不能な科学技術を生み出した。「核」「遺伝子操作」「スーパー・コンピューター」がその代表格である。ドイツの実存主義哲学者・ハイデッガーは、1957年、核の時代の到来に対し“どのようにして生きていけるのか、生きる術がない。恐れおののくしかない”と。この度合いは増え高くなっている。AIの登場は、遂に人間そのものを時代遅れの生き物であり、絶滅危惧種と相成ったと言われる。途方もなく困難な時代に突入したが、科学技術の神話を聞かされると、1947年の長崎市平和宣言が思い起こされる。「2度と戦争は起こさせない」「原子力を夢のエネルギーとして平和利用に役立たせてほしい」、目を疑った。悲劇の度合いが大きい程に希望の色も濃くなるのは必然的ともいえるが、この場合は悲劇と希望が同一の物質である。様々な解釈があるようだが、上滑りの理屈では通らない。いま唯一明白は「希望」が悲劇になってしまったことだ。「フクシマ」によって。

福島原発事故の県内への影響 (その17)

－放射線モニタリング情報による－

八戸市在住 原告 成田 忠義

23年度上半期に顕著だった3・11福島原発事故の影響も同下半期以降は漸減し、事故から4年を経過した27年度第2四半期(2015年7月～9月)の測定結果では、ヒラメ(六ヶ所村前面海域)の0.5Bq/kg生(定量下限値は0.4)が福島原発事故の影響とされ、その他は全て平常の変動幅の範囲内となっている。

ただ、河川水(二又川下流：核燃サイクル施設の環境試料採取地点)のウラン分析で、平常の変動幅(ND～6)を上回る10mBq/lが検出されたが、詳細を検討したうえで、サイクル施設に由来するものではなく、天然に存在するウランの自然変動によるものとされている。

測定結果の詳細については、下記を参照されたい。

「青森県 原子力施設環境放射線調査報告書(平成27年度第2四半期報)」

http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/monitor_conference_material_kanshi_280223.html

また、原子力規制委員会HPから青森県及び近隣県(岩手県、福島県、茨城県、栃木県)の降下物中セシウムの数値を拾ってグラフ化(図1,2)すると、青森県は事故後5ヵ月程で平常レベル(0.1Bq/m³以下)に戻っている。また岩手県も2014年6月からセシウム134が平常レベルとなり、2015年8月からはセシウム137も平常レベルとなっている。他の3県は依然として平常レベルを超える影響が続いている。2年毎に半減するセシウム134がいまだに確認され続けていることは、放射能汚染の激しさを表わしている。なお紙面の関係上、2014年度第2四半期までは四半期ごとの平均値を、2014年10月からはこれまで通りの月間値を示している。

原子力資料情報室通信No.501(2016年3月1日発行)では、東電評価として「福島第一原子力発電所1～4号機の大気への放射性物質放出量(Bq/時)」図が掲載されており、「2014年5月以前は毎時1,000万Bq、以後は毎時1,000万Bq以下とされている」との記述があって、依然として予断を許さない状況が続いている。

なお、図1,2の作成に用いた定時降下物(環境放射能水準調査)の数値は、原子力規制委員会HP放射線モニタリング情報からの引用なので、興味を持たれた読者は下記のアドレスで確認されたい。

「定時降下物のモニタリング」

<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/195/list-1.html>

図1 青森県及び隣接県における降下物中セシウム134の推移

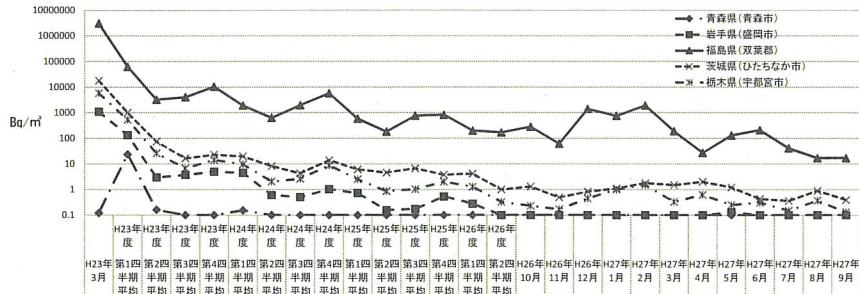
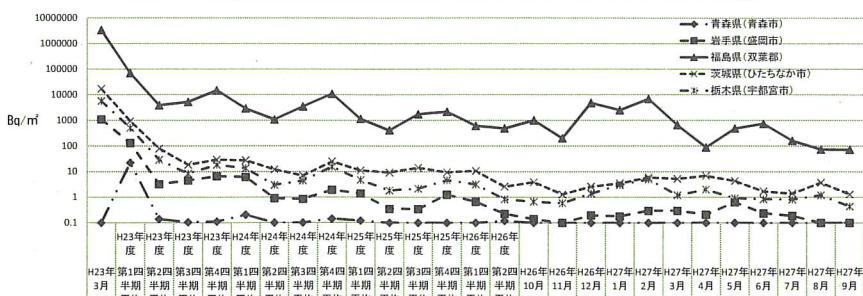


図2 青森県及び近隣県における降下物中セシウム137の推移



【一口メモ】

□事故前の2010年度のヒラメの放射性セシウム濃度レベルについては、多くはないが原子力規制庁HP“環境放射能データベース”で確認でき、条件として「原子力施設周辺環境放射線モニタリング調査」「東北」「水産物・魚類」「セシウム137」で検索すると、岩内沖や泊沖、東通沖、六ヶ所沖での測定値(不検出～0.1Bq/kg程度)が掲載されており、概ね他の海産食品と同じレベルとなっている。□一方3・11福島事故後の放射能汚染データをまとめた『海・川・湖の放射能汚染』(湯浅一郎著、緑風出版)によると、「これから最も高い汚染の継続が懸念されるのが、定着性の強い底層性魚(アイナメ、メバル類、ソイ、ヒラメ、カレイ類、マダラ、エゾイソアヒナメ、コモンカスベなど)である。どの魚種も寿命が数年以上はあるので、放出から時間が経過するほどに、高濃度のものが出現し、それが継続

している。……ヒラメは沿岸の砂地を好み、夜間、行動する。3～7月の産卵期は深さ水深20m位の浅瀬にいるが、冬には相当、深い所に移動する。……他の大部分の魚種や生物では、牡鹿半島の北側で10Bq/kgを超えることは殆どないが、ヒラメは、相当広域に渡って汚染が広がっている。これは、ヒラメに固有の特徴である。福島原発から南の高濃度汚染海域で生息していたものの一部が、遊泳行動により移動したことも考えられる。」事故から5年経過しても、六ヶ所沖のヒラメでその影響が確認されるのも、そういう理由なのかもしれない。□なお、移動範囲が小さいといわれているマダラについても、金華山～尻屋崎沖～室蘭沖にいたる広大な領域で汚染魚が確認されているとの記述がみられ、公表されている県の数値でも未だに1Bq/kg程度検出される試料もある。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2016年

1. 21 原発から出る使用済み核燃料の再処理に関し、新たな実施主体となる認可法人「使用済燃料再処理機構」を設立するための法案の全容が判明。経済産業相に機構の業務について命令できる権限を持たせ、核燃料サイクル事業を国の監督下に置く内容。
25 東海再処理工場：高レベル廃液ガラス固化が9年ぶりに再開。
26 日本原燃：再処理工場の海洋放出配管から低レベル放射性廃液がにじみ出ていたと発表。
26 原子力規制庁：日本原燃のウラン濃縮工場の安全管理体制見直しで、「原子力の安全に対する意識改革が必要」と指摘。再三の指摘に対し、原燃側が明確な計画、見通しを示さない点を問題視している。
- 29 **原告団：事務局会議を開催。**
29 関西電力：高浜原発3号機が全国3機目となる再稼働。プルサーマルを行なう原発では初めて。
2. 5 政府：再処理の新たな事業体制を定める「再処理等拠出金法案」（再処理等積立金法改正案）を閣議決定した。今通常国会での成立を目指し、成立すれば、再処理事業の実施主体は日本原燃から新設の認可法人「使用済燃料再処理機構」に移る。
- 19 **原告団：事務局会議を開催。**
19 原子力規制委員会：再処理工場とMOX燃料工場の耐震設計の目安となる地震の揺れ「基準地震動」を、現在の600ガルから700ガルに引き上げる日本原燃の方針を了承した。考慮すべき活断層や基準地震動が定まったことで、両工場の耐震関連の主要な審査は終了。
29 関西電力高浜原発4号機：発電機と送電線をつないで送電を開始する操作中に発電機がストップし、原子炉が緊急停止。26日に再稼働したばかり。
- 29 東京電力の勝俣恒久元会長ら旧経営陣3人：検察官役に指定された弁護士は、2011年の東京電力福島第1原発事故を巡り、東京第5検察審査会から起訴議決に基づいて、「業務上過失致死傷罪」で東京地裁に強制起訴した。
3. 6 なくそ原発・核燃、あおもりネットワーク：『さようなら原発・核燃「3・11」青森集会』を開催。約800名が参加し原発即時廃止を訴える。
9 大津地裁の山本善彦裁判長：関西電力高浜原発3,4号機（福井県高浜町）で福井に隣接する滋賀県の住民29人の訴えを認め、稼働中の原発に対しては初めて2基の運転を差し止める仮処分決定を出した。
- 11 **原告団：核燃裁判。再処理工場の防災指針の改定遅れは原子力規制委員会の任務放棄と批判した準備書面等を提出。**
19 **原告団：事務局会議を開催。**
22 日本原燃：低レベル放射性廃棄物の月内の受け入れ中止を発表。輸送容器の搬入に使う天井クレーンが故障したため。クレーンを制御する電子部品に故障が見つかった。
- 28 原子力規制委員会：処理工場の審査会合で、日本原燃の大地震発生時の初動対応が不足していると指摘。地震発生から90分で現場の状況把握を終え、その後事故対応に入る方針を示した原燃に対し、規制委側は放射線量測定、外部への連絡などの対応が抜け落ちているとした。
- 30 日本原燃：再処理工場とウラン濃縮工場で、高周波を使う設備の一部を国の許可なく使用していたとして総務省東北総合通信局に報告した。
4. 6 経産省資源エネルギー庁の多田明弘電力・ガス事業部長：再処理事業の体制見直しに関し、新制度移行後も青森県や六ヶ所村への国の財政支援は「継続されると考えている」との認識を示す。
8 日本原燃：再処理工場の地下溝内で配管を支える埋め込み金具に施工不良があった問題で、基準の長さを満たさないなどの施工不良が現時点で216カ所に上り、施工業者は大林組と熊谷組JVと発表。
9 青森県内外の反核燃市民団体：青森市で「4.9反核燃の日全国集会」を開き、再処理工場など原子力施設の稼働、建設中止を訴えた。

編集後記

□先日、首都圏反原発連合が主催する首相官邸前抗議行動で知り合った友人からメールが入った。それには、2007年芥川賞作家の諏訪哲史氏の『風刺劇』と題するエッセイが添付してあった。毎日新聞に月1回付属する小冊子『毎日夫人2016-4』からのコピーで、安倍晋三首相と祖父である岸信介元首相の対話で巻頭を表現したものだ。全ては紹介できないが、その雰囲気を感じてもらいたく冒頭の部分を抜粋してみた。□「孫よ、おるか、孫よ」「はいお爺様。御降靈遊ばされ祝着至極に存じます」「外遊ばかりしておって。例の〈戦争できる計画〉の進捗は」「仰せの通り肅々と」「昨年九段坂のお社へ東條らを訪ねたら廁で爆音が鳴ったが」「隣国人のテロで」「日本も立派なテロ標的国か」「戦争に発展させるにはまだ足りませぬ」「忌々しい平和憲法め。憲法審査会に与党推薦で出た学者が違憲論者だったのはお主の落ち度じや」「懾愧に堪えません」「原発再稼働は」「しました。原爆もいつでも作れます」「開戦を阻む9条をなきものとし、自衛隊を正規軍と呼ばせ、銃口を他国へ向けよ。銃で狙い合ってこそ平和なのだと民に言い含めよ」「御意に」「オスプレイは買えたか」「17機で3600億円」「辺野古の鎮圧は」「手こずっております」「周と組んで尖閣で衝突工作でもせよ。民心を不安にすれば基地はできる」「さすが昭和の妖怪と異名をとったお爺様」「お前は過半数を握った独裁者なのだからもっと露骨に圧政を行え」「デモもしぶといので」「わしの頃は機動隊でひとひねりじゃ」「ご時勢が違います」……と続く。流石に軽妙洒脱に表現するものだと感心した次第だ。(N記)

会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、2016年度会費納入の振込用紙を同封いたしました。何卒よろしくお願いします。

お知らせ

小出裕章講演会

日 時：2016年5月15日（日）14:00～16:00
詳細は同封チラシをご覧ください。

核燃裁判

日 時：2016年6月3日（金）13:30～
会 場：青森地方裁判所

第8回大間原発反対現地集会& 大MAGROCK VOL.9

日 時：2016年7月16日（土）～17日（日）
詳細は同封チラシをご覧ください。

カンパを戴いた方々です（敬称略）。
ありがとうございました。

「個人情報保護のため、
お名前の公表を控えます。」

支援者募集中!!

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9
浅石法律事務所内

TEL・FAX: 0178-47-2321
郵便振替: 02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

支 援 者／年間 6000円(購読料共)
サポーター／年間 3000円(購読料共)

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>